

1. 検討経緯

思川開発事業については、平成22年9月28日に国土交通大臣から関東地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、検証要領細目に基づき、思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成22年12月20日に設置し、平成22年12月24日に同幹事会（以下「幹事会」という。）を開催し、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、図1.1-1に示すとおり6回の幹事会を開催し、思川開発事業における洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給の4つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行ったところである。

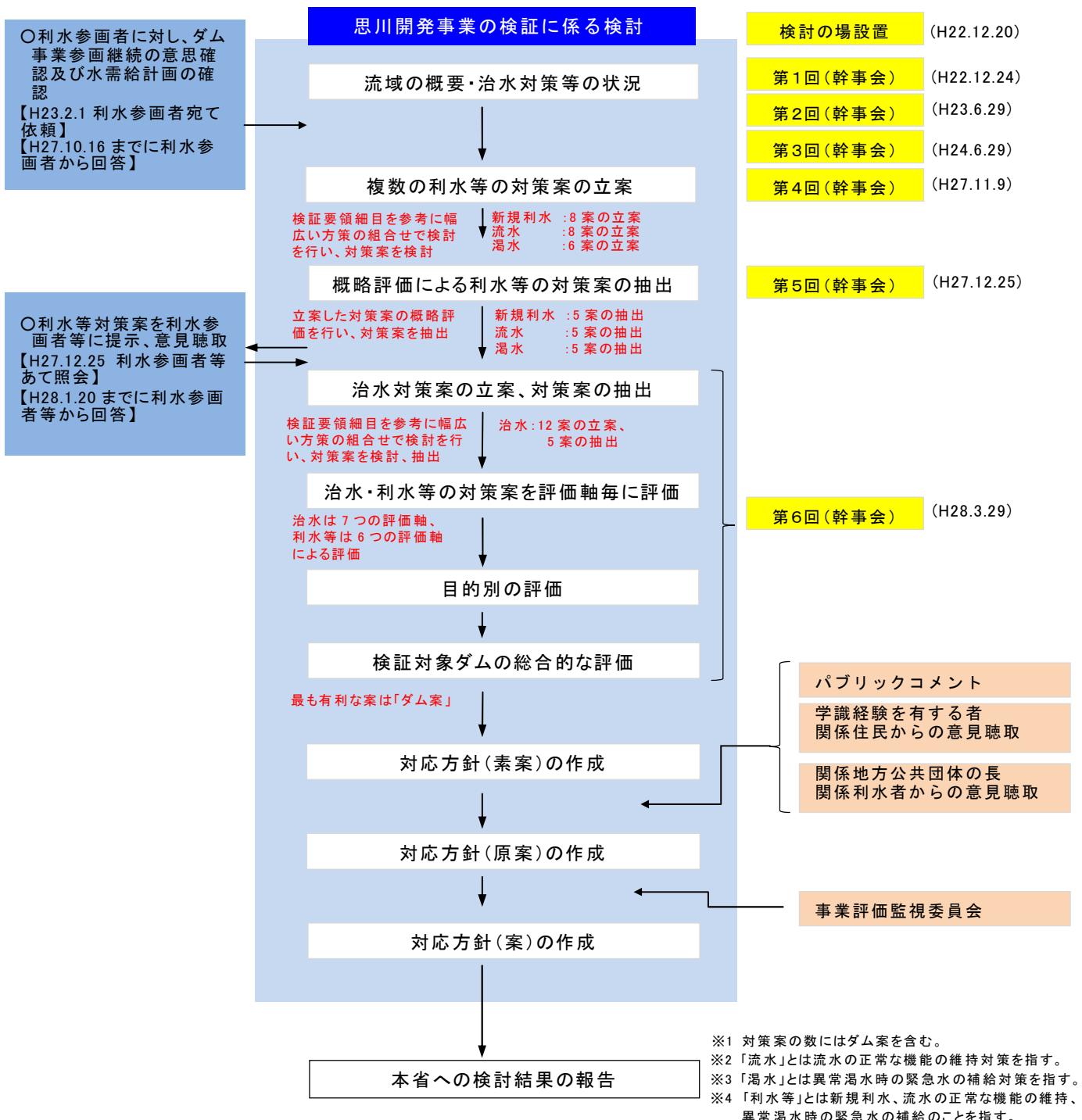


図1.1-1 思川開発事業の検証に係る検討フロー図

1.1 検証に係る検討手順

思川開発事業の検証に係る検討（以下「思川開発検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については2.に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については3.に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は4.1に示すとおりである。

次に、思川開発検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、評価軸ごとの評価、利水等の観点からの検討及び目的別の総合評価の検討を行い、最終的に、検証対象ダムの総合的な評価を行った。

これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第4に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

(1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の1つは、思川開発事業を含む案として、その他に思川開発事業を含まない方法による11案の治水対策案を立案し、概略評価による治水対策案の抽出を行った。その結果等は4.2.2及び4.2.3に示すとおりである。

(2) 概略検討による治水対策案の抽出

思川開発事業を含まない方法による11案の治水対策案について概略評価を行い、思川開発事業を含む5案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は4.2.4に示すとおりである。

(3) 治水対策案の評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した思川開発事業を含む治水対策案の計5案について、7つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は4.2.5及び4.6.1に示すとおりである。

1.1.2 新規利水

検証要領細目第4に基づき、複数の新規利水対策案の立案、概略評価による新規利水対策案の抽出、新規利水対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 利水参画者に対する確認・要請

思川開発事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量の確認、水需給計画の点検・確認及び代替案が考えられないか検討するよう文書にて要請し、回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した。その結果等は4.3.1及び4.3.2に示すとおりである。

(2) 複数の新規利水対策案の立案

複数の新規利水対策案は、ダム事業参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、ダム事業者や水利使用許可者として有している情報に基づき可能な範囲で検討を行い、複数の新規利水対策案の1つは思川開発事業を含む案とし、その他に思川開発を含まない方法による7案、計8案の新規利水対策案を立案した。その結果等は4.3.3及び4.3.4に示すとおりである。

(3) 概略評価による新規利水対策案の抽出

思川開発事業を含まない方法による7案の新規利水対策案について概略評価を行い、思川開発事業を含む5案の新規利水対策案の抽出を行った。その結果等は4.3.5に示すとおりである。

(4) 利水参画者等への意見聴取

概略評価により抽出した思川開発事業を含む5案の新規利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取行った。その結果等は4.3.6に示すとおりである。

(5) 新規利水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価を行い、意見聴取結果を踏まえて抽出した思川開発事業を含む新規利水対策案の計3案について、6つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は4.3.7、4.3.8及び4.6.2に示すとおりである。

1.1.3 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第4に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の流水の正常な機能の維持対策案の1つは思川開発事業を含む案とし、その他に思川開発事業を含まない方法による7案、計8案を立案した。その結果等は4.4.2及び4.4.3に示すとおりである。

(2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

思川開発事業を含まない7案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、思川開発事業を含む5案の抽出を行った。その結果等は4.4.4に示すとおりである。

(3) 利水参画者等への意見聴取

概略評価により抽出した思川開発事業を含む5案の流水の正常な機能の維持対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行った。その結果等は4.4.5に示すとおりである。

(4) 流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価を行い、意見聴取結果を踏まえて抽出した思川開発事業を含む流水の正常な機能の維持対策案の計3案について、6つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は4.4.6、4.4.7及び4.6.3に示すとおりである。

1.1.4 異常渇水時の緊急水の補給

検証要領細目第4に基づき、複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案、概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出、異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案

異常渇水時の緊急水の補給対策案は、利根川で著しく河川環境が悪化した場合の渇水被害の軽減を図るために流量の確保を図ることを目的とし、複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の1つは思川開発事業を含む案とし、その他に思川開発事業を含まない方法による5案、計6案の異常渇水時の緊急水の補給対策案を立案した。その結果等は4.5.2及び4.5.3に示すとおりである。

(2) 概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出

思川開発事業を含まない5案の異常渇水時の緊急水の補給対策案について概略評価を行い、思川開発事業を含む5案の異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出を行った。その結果等は4.5.4に示すとおりである。

(3) 利水参画者等への意見聴取

概略評価により抽出した思川開発事業を含む5案の異常渇水時の緊急水の補給対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行った。その結果等は4.5.5に示すとおりである。

(4) 異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価を行い、意見聴取結果を踏まえて抽出した思川開発事業を含む異常渇水時の緊急水の補給対策案の計3案について、6つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は4.5.6、4.5.7及び4.6.4に示すとおりである。

1.1.5 総合的な評価

目的別の検討を踏まえて、思川開発事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は 4.7 に示すとおりである。

1.1.6 費用対効果分析

費用対効果分析については、洪水調節に関する便益の算定にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。また、流水の正常な機能の維持及び異常渇水時の緊急水の補給に関する便益の算定にあたっては、代替法により算定を行った（その結果等は5.に示すとおりである）。

1.2 情報公開、意見聴取の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

思川開発検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成22年12月20日に設置し、平成28年3月29日までに幹事会を6回開催した（その結果等は6.1に示すとおりである）。検討の場の構成を表1.2-1に、検討の場実施経緯を表1.2-2に示す。

表1.2-1 検討の場の構成

区分	検討の場	同幹事会
【構成員】	茨城県知事 栃木県知事 埼玉県知事 千葉県知事 東京都知事 茨城県 古河市長 茨城県 五霞町長 栃木県 栃木市長 栃木県 鹿沼市長 栃木県 小山市長 埼玉県 加須市長 千葉県 野田市長 東京都 江戸川区長	茨城県 企画部長 茨城県 土木部長 栃木県 総合政策部長 栃木県 県土整備部長 埼玉県 企画財政部長 埼玉県 県土整備部長 埼玉県 企業局長 千葉県 総合企画部長 千葉県 県土整備部長 東京都 都市整備局長 東京都 建設局長
【検討主体】	関東地方整備局長 独立行政法人水資源機構理事長	関東地方整備局河川部長 独立行政法人水資源機構ダム事業部長



図1.2-1 利根川水系流域図

表 1.2-2 検討の場実施経緯

(平成 28 年 3 月 29 日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成22年 9月 28日	ダム事業の検証 に係る検討指示	・国土交通大臣から関東地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に指示
12月 20日	検討の場を設置	・検討要領細目に基づき設置
12月 24日	第1回幹事会	・規約について ・今後の検討の進め方について
平成23年 6月 29日	第2回幹事会	・総事業費・工期等の点検（中間報告） ・利水参画継続の意思及び開発量について ・複数の治水対策案・利水対策案の立案について（報告）
平成24年 6月 29日	第3回幹事会	・利水参画者の必要な開発量の確認結果（案）
平成27年 11月 9日	第4回幹事会	・利水参画者の必要な開発量の確認結果（案） ・利水参画者に対する代替案の検討要請の結果（案） ・雨量データ及び流量データの点検の進め方（案） ・治水対策の目標流量について ・概略検討による利水対策案について（案） ・概略検討による流水の正常な機能の維持対策案について（案） ・概略検討による異常渴水時の緊急水の補給対策案について（案）
平成27年 12月 25日	第5回幹事会	・概略評価による新規利水対策案の抽出について ・概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について ・概略評価による異常渴水時の緊急水の補給対策案の抽出について ・新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渴水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について
平成28年 3月 29日	第6回幹事会	・検証対象ダムの事業費等の点検について ・複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出について ・治水対策案の評価軸ごとの評価 ・新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渴水時の緊急水の補給案の意見聴取結果について ・新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渴水時の緊急水の補給案の意見聴取結果を踏まえた抽出について ・新規利水対策案の評価軸ごとの評価 ・流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 ・異常渴水時の緊急水の補給対策案の評価軸ごとの評価 ・目的別の総合評価（案） ・総合的な評価（案） ・意見聴取等の進め方

1.2.2 パブリックコメント

今後、パブリックコメントを実施し、意見を踏まえ、その経緯について記述する予定。

1.2.3 意見聴取

今後、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

1.2.4 事業評価

今後、関東地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の審議を経て、その経緯について記述する予定。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・幹事会の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構ホームページで公表した。
- ・幹事会は、原則として報道機関に公開及び傍聴希望者には中継映像により公開するとともに、関係資料、議事録を速やかに公表するよう努めた。